

患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可及び認可申請の審査基準の細部取扱い

平成16年4月5日付け北自旅二第5号
北海道運輸局自動車交通部長から各運輸支局長あて通達
(平成17年4月28日付け北自旅二第45-2号で一部改正)
(平成18年9月29日付け北自旅二第335号で一部改正)
(平成21年9月30日付け北自旅二第337号で一部改正)
(平成21年11月30日付け北自旅二第457号で一部改正)

平成18年9月25日付け国自旅第169号の自動車交通局旅客課長通達に伴い、先に「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の許可及び認可申請の審査基準(平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第54号)」を公示したことから、申請事案の迅速かつ適切な処理を図るため細部取扱いを下記のとおり定める。

記

1 許可

(1) 営業区域

について

- a 原則として運輸支局の管轄区域を単位として設定されているものであること。

ただし、運輸支局の管轄区域を単位として設定された営業区域の境界に接する市町村(政令指定都市にあっては区をいう。以下同じ。)に営業所を設置する場合の営業区域の取扱いは、本細部取扱い2c~dに定めるところによるものとする。

(2) 営業所

について

- a 見取り図の添付を求めることとする。

について

- a 自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。
- b ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合は、使用権原を有するものとみなす。

c その他、当該施設に係る土地については、登記簿謄本等や賃貸借契約書の提示又は写しの提出を求めないこととする。

について

a 関係法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めることとし、その他の書類については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

について

a 平面図の添付を求めることとする。

(3) 事業用自動車

a 自己保有の場合は自動車検査証の写し、譲渡証明書、売買（仮）契約書等自己保有の確認ができる書類の提示又は写しの提出をもって、使用権限を有するものとする。

b リース車両の場合はリース契約期間が1年以上であることとし、当該契約に係る契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権限を有するものとする。

(5) 自動車車庫

について

a 見取り図及び平面図の添付を求めることとする。

b 1営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等不自然な形態での事業用自動車の分散配置は、適切な運行管理が行われぬおそれが高いことから認めないこととする。

c 運行管理をはじめとする管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付等の管理であって、事業計画に照らし個別に判断することとする。

について

a 平面図及び立面図の添付を求めることとする。

について

a 平面図の添付を求めることとする。

なお、図面の余白部分に区画方法を記載することとする。

について

a (2) に同じ。

について

a (2) に同じ。

について

a 平面図の添付を求めることとする。

b 整備とは、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定されている調整を意味する。

について

a 平面図の添付を求めることとする。

- b 道路幅員証明書を求め確認することとする。
ただし、前面道路が車両の出入りに支障がないことが明らかな場合は、添付する見取り図に道路幅員を記入することで足りることとする。
 - (6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設
について
 - a 見取り図及び平面図の添付を求めることとする。
について
 - a 平面図の添付を求めることとする。
 - b 適切な設備に関する概要書の添付を求めることとする。
について
 - a 平面図の添付を求めることとする。
について
 - a (2) に同じ。
 - a (2) に同じ。
- (7) 管理運営体制
について
 - a 専従する役員のうち1名は、(10) の法令試験に合格した者であることとする。
について
 - a 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の9に規定する要件を満たす計画を有するものとする。
 - b 申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するか否かについては、選任を予定する運行管理者の職務経歴書等の提出を求め確認することとする。
について
 - a 複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものとする。
について
 - a 常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨であり、個別に判断するものとする。
 - b 原則として、乗務員の点呼は対面により実施するものとする。
について
 - a 別に定める基準を満たす指導を行う体制を有するものとする。
について
 - a グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両

法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

について

- a 旅客自動車運送事業運輸規則第3条に規定するところにより、苦情を処理することが可能な体制を有するものとする。

(9) 資金計画

- a 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。
- b その他道路運送法施行規則第6条第1項第6号から第9号に規定する添付書類を基本として審査することとする。

(10) 法令遵守

について

- a 必要な法令の知識については、専従の役員等1名が管轄する北海道運輸局長が行う法令試験に合格することをもって、これを有するものとする。

について

- a 「（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）」及び「労働保険／保険関係成立届（写）」等の確認書類、宣誓書など、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する計画があることを証する書面の添付を求め、確認することとする。

について

- a 関係法令に欠格していない旨の宣誓書の添付を求めることとする。
- b 本規定を適用する役員の範囲については、名目上の役員として経営を行わなくとも、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼすことが否定できないことから、これらの者についても本規定の対象とすることとしたものであり、道路運送法第7条の趣旨を維持するものである。

(11) 損害賠償能力

契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認することとする。

2 事業計画の変更の認可等

(1)～(2) について

- a 1(1)～(3)・(5)～(8)・(11)の定めるところに準じる審査は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 営業区域の拡大に係る申請については、事業の許可申請と同等の申請とみなし、1(1)～(3)・(5)～(8)・(11)について十分な審査を行

う。

(ロ) 自動車車庫の新設又は位置の変更に係る申請においては1(2)・(5)・(6) について、収容能力の拡大に係る申請においては1(2)・(5)について、また、収容能力の縮小に係る申請においては(5)について、それぞれ十分な審査を行う。

(ハ) 自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係る申請においては、1(2)・(4)・(5)・(6) について十分な審査を行う。

b 事業規模の拡大となる申請は、営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更(収容能力の拡大を伴うものに限る。)及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るものとする。

c 運輸支局の管轄区域を単位として設定された営業区域の境界に接する市町村(政令指定都市にあっては区をいう。以下同じ。)に営業所を設置するときは、山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接運輸支局の隣接する市町村(政令指定都市にあっては区をいう。以下「隣接市町村」という。)であって、北海道運輸局長が適当と認める次のいずれにも該当する場合には、事業計画の変更の認可申請に基づき、隣接市町村を含む区域を営業区域とすることができるものとする。

なお、隣接市町村を含む区域を設定した後に、合併等により、当該市町村の区域が変更された場合は、従前の区域を営業区域とする。

(イ) 隣接市町村の長、学校、病院、福祉施設等の施設管理者から、申請者に対し、隣接市町村の地域を発地又は着地とする要介護者等の輸送(既存の営業区域が発地又は着地となる場合を除く。)について、文書による要請があること。

(ロ) 申請者が事業許可取得後3年以上経過していること。

d 隣接市町村を営業区域とする事業計画の変更の認可にあたっては、隣接市町村の区域に係る輸送は、隣接市町村に接する運輸支局の管轄区域の境界に接する市町村に所在する営業所において運送の引受けを行うものに限る旨の条件及び2年間の期限を付すものとする。

また、この場合においては、1(2)の規定に関わらず、隣接市町村の区域に営業所を置くことは要さないものとする。

7 許可に付した条件の変更等

(1) について

a 許可後1年以内に事業を開始する旨の条件を付すことができるものとする。

(2) について

- a 本規定は、緊急調整地域に指定された地域において、これらの条件の解除を行えばタクシーの数が増加することとなることから、道路運送法施行規則第7条第3号の趣旨を維持するために設けるものである。

8 拳証等

- a 上記のほか、拳証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることができるものとする。